

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

2019年6月号 (Vol.10)

### 特許法の改正

- はじめに
  - 特許侵害訴訟における新たな証拠収集手続の新設
  - 損害賠償額算定方法の見直し
  - おわりに
- 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 飯塚 卓也  
TEL. 03 5223 7724  
takuya.iizuka@mhmjapan.com  
弁護士 松本 亮孝  
TEL. 03 5223 7742  
ryoko.matsumoto@mhmjapan.com

#### はじめに

本年5月10日、第198回国会（通常国会）において、特許法等の一部を改正する法律が成立し、同月17日、令和元年法律第3号として公布されました。本改正は、特許権に関する訴訟制度の改善を企図した改正を含むものであり、具体的には、特許法に新たな証拠収集手続を新設し、特許法を含む産業財産権法各法の損害賠償額の算定方法に修正を加えています。本稿では、特許法改正の概要について取り上げます。

#### 特許侵害訴訟における新たな証拠収集手続の新設

従前より、特許訴訟における侵害立証は困難であると指摘されてきました。産業構造審議会の報告書（平成31年2月「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」。以下「報告書」という。）によれば、特に、製品による立証が難しい製造方法等に関する特許、市場での入手が困難なB to B製品に関する特許、書類だけからでは作動状況の検証が困難なソフトウェアに関する特許については、従前の証拠収集手続（文書提出命令、検証物提示命令等）では十分に侵害立証の証拠を獲得することができないことが多いとして、実効性を高めるための証拠収集制度の新設が提言されました。

本改正では、この提言に従い、本案訴訟手続における新たな証拠収集手続として査証制度が新設されました。査証制度とは、特許権侵害の蓋然性が認められる場合に、裁判所の命令を受けた中立な技術専門家（査証人）が、相手方当事者の工場等への立ち入りを含め、特許の侵害立証に必要な調査を行って、裁判所に報告書を提出する制度であり、その概要は以下のとおりとなります。

まず、当事者は、立証されるべき事実や査証の対象とすべき書類等とその所在地のほか、下記の から に相当する事実を記載した書面によって、裁判所に対して査証の申立てを行います（ は不相当性を相手方が主張することが想定されています）。裁判所は、相手方の意見を聞いた上で、下記の から の要件がいずれも満たされると判断したときには、査証人を指定し、査証を命じることになります（改正特許法105条の2）。

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

必要性：権利侵害の立証のために査証による証拠収集が必要であること

蓋然性：相手方が特許権等を侵害したことを疑うに足りる相当な理由があること

補充性：他の手段では証拠収集ができない理由

相当性：証拠収集に要すべき時間・相手方への負担等を考慮したときに、査証が相当ではないとはいえないこと

裁判所は、弁護士、弁理士、研究者等の幅広い職種の専門家の中から、査証人を指定します。当事者は、裁判所が指定した専門家について、忌避申立てをすることができます（改正特許法 105 条の 2 の 3）。

査証人は、裁判所が命令・許可した範囲内において、資料収集を実施し、その結果についての報告書を作成して、裁判所に提出します（改正特許法 105 条の 2 の 4）。具体的には、査証の対象とすべき書類等が所在するとされる工場や事務所等への立入、質問、書類提示要求、装置作動、計測、実験その他の裁判所の許可を受けた措置を実施し、その結果を報告書にまとめます。査証を受ける当事者が正当な理由なく査証人の措置要求を拒んだときは、立証されるべき事実に関する査証申立当事者の主張が真実と擬制されます（改正特許法 105 条の 2 の 5）。

裁判所は、査証人が作成した査証報告書の写しを、まず、査証を受けた当事者に送達します。当該当事者は、送達を受けた日から 2 週間以内に、査証報告書の中に営業秘密等が含まれること等を主張して査証報告書の全部又は一部の非開示（黒塗り）とするように申し立てることができ、裁判所は、当事者の意見を聴取する等して、その申立てに正当な理由があると判断したときは、査証報告書の全部又は一部を非開示とする決定をします。不服のある当事者は、裁判所の決定に対して、即時抗告ができます（以上について、改正特許法 105 条の 2 の 6）。

査証報告書の開示範囲が確定した後、両当事者は、裁判所書記官に対して、査証報告書の閲覧・謄写、又は正本・謄本・抄本の交付を請求することができ、当事者はこれを改めて訴訟手続において書証として提出します（改正特許法 105 条の 2 の 7）。

査証制度は、その要件が厳格に設定されており（営業秘密を狙った探索的・濫用的な申立てを防ぐため）、いわば「伝家の宝刀」として運用することが期待されています。

### ・ 損害賠償額算定方法の見直し

本改正は、以下の 2 点において、損害賠償額の算定方法の見直しを行っています。なお以下の点については、特許法のみならず、実用新案法・意匠法・商標法においても同様に改正が行われています。

#### 1. 特許法 102 条 1 項の改正

現行特許法 102 条 1 項では、本文において、特許権が侵害された場合の逸失利益の

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

計算方法として、侵害品の譲渡数量に、権利者が侵害行為がなければ販売することができた物（正規品）の単位数量あたりの利益額を乗じた金額を、権利者の「実施の能力」に応じた額を超えない限度において、権利者の損害額とすることが定められ、さらにただし書きで、権利者に、侵害品の譲渡数量の「全部又は一部を販売することができないとする事情」があれば、その数量に応じた額を損害額から控除すると規定されています。すなわち、1項に基づく逸失利益額の算定においては、権利者の「実施の能力」と、権利者が、侵害品の譲渡数量の「全部又は一部を販売することができないとする事情」によって、販売機会を喪失したと考えられる正規品の数量を減らすことで、損害額を減額することが規定されています。

ここで、「実施の能力」とは、一般には、侵害期間における、権利者の正規品の製造・販売等の顕在的・潜在的な実施能力を指すものと解されています。また、「譲渡数量の全部又は一部を販売することができないとする事情」としては、侵害者の営業努力、市場における競合品の存在、侵害品の優れた特徴、権利者と侵害者との市場の相違等が挙げられます。

他方、現行特許法 102 条 3 項では、本来権利者に支払われるべき実施料相当額を、権利者の損害額として賠償請求できると規定しています。

現行 102 条 1 項は平成 10 年改正で新設されましたが、同項の適用においては、上記の 又は により侵害品の譲渡数量ほどには権利者が正規品を販売できなかったはずと認められた侵害品数量は損害額算定から外れます。しかし、この、侵害品数量から外れた部分に対しても、現行特許法 102 条 3 項を併用すれば、実施料相当額を損害額に加算できるのではないかという論点があり、従前はむしろ併用を認める裁判例が主流でした。ところが、椅子式マッサージ機事件（知財高判平成 18 年 9 月 25 日）以降、一転して裁判所では現行 102 条 1 項・3 項の併用を否定する解釈が支配的となり、現在に至っています。しかし、この解釈に対しては、実施能力や販売能力に乏しい中小・ベンチャー企業に不利である等と批判も強いところでした。

本改正は、かかる批判に応えるべく、現行特許法 102 条 1 項を改正し、実施料相当額による計算方法の併用・合算を認めることにしたものです。すなわち、改正特許法 102 条は、まず 1 号において、侵害品の譲渡数量から、権利者の実施能力に応じた数量（「実施相応数量」と定義されました。）を超える数量と、侵害がなかったとしても権利者が販売できないとする事情に相当する数量（「特定数量」と定義されました。）を控除した数量に、正規品の単位数量あたりの利益率を乗じた額を算定し、さらに 2 号において、実施相応数量を超える数量と「特定数量」にあたる侵害品の数量に基づいて実施料相当額を算定し、1 号と 2 号の算定額の合計額を損害額とすることができると規定しました。ただし、2 号の算定において、権利者が実施許諾権を失っていた場合のように、侵害者に対して実施権を許諾して実施料を請求できたと認められない場合には、これに応じた数量の実施料相当額を加算することはできないと規定されています。

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

## 2. 実施料相当損害額認定における考慮要素の明確化

前述のとおり、特許法 102 条 3 項は、本来権利者に支払われるべき実施料相当額を権利者の損害額として賠償を請求できると規定しています。平成 10 年改正で、「受けるべき金銭の額」の前にあった「通常」という文言が削除され、実施料相当額の算定にあたっては、訴訟当事者間の諸般の事情を考慮することが求められ、過去の実施許諾例、業界相場、特許発明の内容、特許発明の寄与度、侵害品の販売価格・販売数量・市場における当事者の地位等が考慮されています。しかし、実務においては必ずしも実施料相当損害額の十分な引き上げにはつながっていないとの意見もありました。

そこで本改正では、さらに特許法 102 条 4 項を設けて、上述した 1 項 2 号、又は 3 項を適用するときの実施料相当額の認定に当たって、権利侵害があったことを前提として権利者が侵害者との間で合意をするとしたならば得ることになる対価を考慮することができる」と明記しました。

報告書によれば、例えば、特許権侵害訴訟において有効な特許が侵害されたことが判明している事実や、侵害品が特許の技術的範囲に含まれることが判明しているような事実は、有効性等に疑義のある状況で締結される通常のライセンス合意による実施料よりも高い金額を実施料相当額と認定する考慮要素の一つとして挙げられています。あるいはまた、特許侵害の場合には、通常のライセンス契約を締結する場合と違って、特許権者が実施許諾するかどうかの判断機会を喪失していることや、侵害者が契約解除事由や支払期限といった契約上の制約を負わないといった点も侵害者に対する実施料相当損害額の増額要因として考慮すべきことが指摘されています。本改正は、権利侵害を前提に、合理的な当事者間で交渉したならば得られたであろう額を考慮することができる」と規定することで、典型的に実施料相当額を増額させることを明らかに企図しているものといえ、侵害訴訟の動向に大きな影響を与えることが予想されます。

## ． おわりに

損害賠償額の算定方法（特許法 102 条）の改正は、上述の公布日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され（特許法等の一部を改正する法律附則 1 条 柱書） 査証制度は、公布日から 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなります（同 1 条 3 号）。本改正は、いずれも特許訴訟の審理に大きな影響を及ぼしうるものですが、必ずしもその実務上の運用が明らかでない点も多いため、今後の動向を注視する必要があるといえます。

（弁護士 飯塚 卓也、弁護士 松本 亮孝）

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

### 意匠法の改正

- はじめに
  - 保護対象の拡充
  - 関連意匠制度の拡充
  - その他
  - おわりに
- 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 上村 哲史  
TEL. 03 6266 8508  
tetsushi.kamimura@mhmjapan.com  
弁護士 松本 亮孝  
TEL. 03 5223 7742  
ryoko.matsumoto@mhmjapan.com

#### はじめに

本年5月10日、第198回国会（通常国会）において、特許法等の一部を改正する法律が成立し、同月17日、令和元年法律第3号として公布されました。本改正は、意匠制度等の強化を企図するものであり、その保護対象を拡充させる等、意匠法に多くの修正を加えています。本稿では、意匠法改正の概要について取り上げます。

#### 保護対象の拡充

現行の意匠法は、その保護対象である「意匠」について、「物品（物品の部分を含む。…）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法2条1項）と定義し、原則として物品の形状等を保護対象としていました。しかし、本改正は、以下のとおり、その保護対象を、物品の形状等のみならず、画像デザインや空間デザインにも拡張しました。

#### 1. 画像デザインの保護

意匠法は、原則として物品の形状等を保護対象としているため、これまでは、物品の形状等の保護の範囲内で画像デザインの保護を図ってきました。

すなわち、まず、平成10年の意匠法改正で部分意匠制度が導入されたことに伴い、物品の表示画像（物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像：腕時計本体の文字盤の画像デザイン等）を部分意匠として登録することを可能とし、その後、平成18年の意匠法改正で2条2項が新設されたことにより、操作画像（物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像で、物品又は物品と一体として用いられる物品に表示される画像：磁気ディスクレコーダーの操作ディスプレイの画像デザイン等）についても部分意匠として登録することを可能としました。また、表示画像・操作画像いずれについても、当初は、物品にあらかじめ記録された画像に保護対象が限定されていましたが、平成28年の意匠審査基準改定によって、物品に

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

後からインストールされたソフトウェアやアプリ等の画像も保護対象に追加されていました。

このように意匠法は、これまでも画像デザインの保護を拡充してきましたが、表示画像・操作画像のいずれについても、(1) 画像が物品に記録されていること、(2) 画像が物品に表示されていることを、その保護の要件とし、物品との関連性を強く要求してきました。

これに対しては、近年のIoT等の新技術の浸透に伴い、画像について、上記のような物品との関連性による制約を設けることが実態と合わなくなっているのではないかとの指摘があり、産業構造審議会の報告書(平成31年2月「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」)以下「報告書」という。)でも、上記(1)(2)の要件を満たさない画像、例えば、サーバーからネットワークを通じてクライアント端末にアクセスの都度送信されるウェブアプリの画像や、物品以外の壁や人体等に表示される画像について、保護対象に加えることが提言されていました。

本改正は、この提言を受けて、「意匠」の定義を見直し、「画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。…)」を保護対象に加えており、これによって、画像デザインは、物品の機能と関係がある限りにおいて、その画像が物品に記録・表示されるかを問わず、意匠法で保護されることとなりました(改正意匠法2条1項)。

そして、画像デザインについて、「意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じて提供若しくはその申出(提供のための展示を含む。…)をする行為」、「意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為」を「実施」と定義し、意匠権者の許諾なくこれら行為を行うことを禁止しました(改正意匠法2条2項3号、23条)。具体的には、意匠登録された画像がアプリに用いられている場合には、端末で当該アプリを使用する行為、ネットワークを通じて当該アプリを提供する行為等が「実施」に該当することになります。

## 2. 空間デザインの保護

前述のとおり、現行の意匠法は「物品」の形状等を保護対象としていますが、「物品」とは有体物である動産を意味するとされ、土地に定着した建築物等の不動産については、これに該当せず、意匠法の保護対象外とされてきました。

また、現行の意匠法では、原則として、意匠(物品)ごとに出願しなければならず(一意匠一出願の原則 同法7条)、複数の物品は、同時に使用されて組物全体として統一があるときに限り、一意匠として出願することが認められてきました(組物の意匠 同法8条)。そのため、家具の配置や建築物の一部の装飾等から構成される内装は、一意匠一出願の原則を満たさず、また複数の物品から構成される組物にも該当しないとして、意匠法の保護対象外とされてきました。

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

これに対しては、昨今、建築物や店舗デザインに独創的な意匠を凝らしてブランド価値を創出する事例等も見られるようになってきており、建築物や内装等の空間デザインも保護対象に加えるべきではないかと指摘されるようになり、報告書でも、従来の「物品」に加えて、「建築物」を意匠の保護対象とすべきであり、また、内装についても、一意匠として意匠登録を認めるべきであると提言されていました。

本改正は、この提言を受けて、「意匠」の定義を見直し、「建築物（建築物の部分を含む。・・・）」を保護対象に加えしました（改正意匠法 2 条 1 項）。また、「意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為」を「実施」と定義し、意匠権者の許諾なくこれら行為を行うことを禁止しました（改正意匠法 2 条 2 項 2 号、23 条）。

また、内装について、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる」と規定し、一意匠一出願の原則の例外として、全体として統一的美感を起こさせる場合には、一意匠として意匠登録することを認めました（改正意匠法 8 条の 2）。

### ・ 関連意匠制度の拡充

関連意匠制度（意匠法 10 条）は、1 つのデザインコンセプトから創作されたバリエーションの意匠群を保護するものであり、出願人が同一である場合には、類似関係にある意匠のうちの 1 つを本意匠とし、他をその関連意匠として登録することが認められています。関連意匠制度の創設当初は、関連意匠の出願は、本意匠の出願と同日の場合のみ可能とされていましたが、平成 18 年の意匠法改正により、本意匠の意匠公報発行まで（約 8 ヶ月間）出願可能期間が延長されていました。

しかし、近年、一貫したデザインコンセプトに基づき長期間にわたって継続的にモデルチェンジを行う企業が増えていることもあり、本改正は、一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを幅広く保護すべく、以下のとおり、関連意匠制度を拡充しています。

#### 出願可能期間の延長

本改正は、長期間にわたるモデルチェンジを保護すべく、関連意匠の出願可能期間を、本意匠の意匠公報発行日まで（約 8 ヶ月間）から、本意匠の出願から 10 年以内に延長しました（改正意匠法 10 条 1 項）。ただし、本意匠が存続していることが要件となっており、本意匠の出願から 10 年経過前であっても、本意匠の意匠権が既に消滅している場合には、関連意匠の登録は認められません（改正意匠法 10 条 1 項但書）。

#### 関連意匠にのみ類似する意匠の登録

現行の意匠法では、関連意匠にのみ類似する意匠の登録は認められていませんでした

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

が（同法 10 条 3 項）本改正は、継続的なモデルチェンジを保護すべく、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めました（改正意匠法 10 条 4 項）。これにより、本意匠 関連意匠 A（本意匠に類似する意匠） 関連意匠 B（関連意匠 A にのみ類似する意匠）・・・として、連鎖する段階的なモデルチェンジがあった場合にも、関連意匠を登録できることとなります。この場合の関連意匠 B の出願可能期間は、関連意匠 A と同様に、本意匠の出願から 10 年以内となります（改正意匠法 10 条 5 項）。また、関連意匠 B については、関連意匠 A が存続していることが要件となり、関連意匠 A が既に消滅している場合には、関連意匠 B の登録は認められません（改正意匠法 10 条 5 項）。他方、本意匠が存続していることは要件ではないため、本意匠が消滅して関連意匠 A のみ存続している場合であれば、関連意匠 B の登録は認められます。

### ． その他

#### 1．意匠権の存続期間の延長

現行の意匠法では、意匠権の存続期間は「設定の登録の日」から「20 年」とされていましたが、意匠権の存続期間の延長を求めるニーズが高まっていること等を踏まえ、本改正は、存続期間を、「意匠登録出願の日」から「25 年」としました（改正意匠法 21 条 1 項）。

また、本改正は、意匠権の存続期間の延長に合わせて、関連意匠の意匠権の存続期間も、その基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠）の「意匠登録出願の日」から「25 年」としました（改正意匠法 21 条 2 項）。

#### 2．意匠登録出願手続の簡素化

現行の意匠法では、一の願書で複数の意匠を一括出願することは認められていませんでしたが、本改正は、複数意匠の一括出願を認めることとしました。なお、この場合であっても、一つの意匠ごとに一つの意匠権が発生するという原則は維持されることとなります。

また、現行の意匠法では、出願にあたっては、意匠法施行規則別表第 1 の定める物品区分表の区分と同程度の区分を記載することが必要でしたが、物品の区分は廃止され、物品の名称を柔軟に記載できるようになります（改正意匠法 7 条）。

#### 3．間接侵害規定の拡充

現行の意匠法は、業として登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産等をする行為（同法 38 条 1 号 専用品型間接侵害） 登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品を業としての譲渡等のために所持する行為（同法 38



## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

条 2 号 模倣品拡散防止型間接侵害)について、意匠権侵害を惹起する蓋然性の高い予備的行為であるとして、意匠権侵害とみなしていました。

しかし、近年、意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品に分割して輸入することで意匠権侵害を回避する等、輸入手口が巧妙になっていたことから、特許法と同様に、間接侵害規定を拡充する必要があると指摘されていました。

本改正は、このような指摘を受けて、登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品の製造に用いる物品であって、当該意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものについて、その意匠が登録意匠又は類似の意匠であること及びその物品がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業としてその製造等をする行為についても、意匠権侵害とみなすと規定し(改正意匠法 38 条 2 号 多機能品型間接侵害) 間接侵害規定を拡充しています。

### ． おわりに

意匠登録出願手続の簡素化等の改正は、上記の公布日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され(特許法等の一部を改正する法律附則第 1 条 4 号)、その他の事項の改正は、上記の公布日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなります(同 1 条柱書)。本改正は、意匠権の保護対象を拡張させる等、企業のイノベーションやブランド構築を強く後押しするものであり、今後、各企業が、そのデザイン戦略において意匠制度をより積極的に活用することが期待されます。

(弁護士 上村 哲史、弁護士 松本 亮孝)

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

### セミナー情報

- セミナー 『GDPR 対応の最新実務（雛形解説付）と主要国データ保護規制の最新動向』  
開催日時 2019年7月1日（月）13:00～17:00  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社経営調査研究会
  
- セミナー 『第1回アジアビジネスローフォーラム「知財・司法改革シンポジウム」グローバルな紛争解決をめざして～知財戦略を支えるために～』  
開催日時 2019年7月5日（金）13:00～17:30  
講師 小野寺 良文  
主催 日本ローエイシア友好協会、国際民商事法センター、商事法務研究会（共催）

### 文献情報

- 論文 「東京大学未来社会協創推進本部・政策ビジョン研究センターシンポジウム 「データ利活用のための政策と戦略」(上)」  
掲載誌 NBL No.1138  
著者 岡田 淳
  
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2019」  
掲載誌 Global Legal Group Ltd 7th Edition  
著者 林 浩美、戸嶋 浩二
  
- 論文 「東京大学未来社会協創推進本部・政策ビジョン研究センターシンポジウム 「データ利活用のための政策と戦略」(下)」  
掲載誌 NBL No.1139  
著者 岡田 淳
  
- 論文 「< Robotics 法律相談室第43回 > 自動運転に対応するため道路交通法はどのように改正されるのか」  
掲載誌 日経 Robotics 2019年3月号  
著者 戸嶋 浩二
  
- 論文 「データの利活用とデータ主体への配慮」  
掲載誌 NBL No.1141  
著者 横山 経通

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 論文 「引用(2) 書籍への掲載〔絶対音感事件：控訴審〕」  
 掲載誌 別冊ジュリスト 著作権判例百選[第6版] No.242  
 著者 増田 雅史
- 論文 「一時的蓄積と複製権〔スターデジオ事件〕」  
 掲載誌 別冊ジュリスト 著作権判例百選〔第6版〕 No.242  
 著者 齋藤 浩貴
- 論文 「知財判例速報 ビジネスモデル特許の発明該当性 知財高判平成30年10月17日」  
 掲載誌 ジュリスト No.1530  
 著者 田中 浩之
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Cyber Security 2019 - Japan Chapter (2nd Edition)」  
 掲載誌 Chambers Global Practice Guides Data Protection & Cyber Security 2019  
 著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登
- 論文 「欧州連合と日本との安全な個人データの相互移転に関する枠組み（十分性認定）について」  
 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.4  
 著者 岡田 淳
- 論文 「データ利活用のための政策と戦略 より良きデータ利活用社会のために」  
 掲載誌 別冊 NBL No.170  
 著者 岡田 淳（共著）
- 論文 「[A Global Competition Review Special Report] Japan: E-Commerce」  
 掲載誌 The Asia-Pacific Antitrust Review 2019  
 著者 高宮 雄介
- 本 『FinTech 世界年鑑 2019-2020』（2019年4月刊）  
 出版社 日経 BP 社  
 著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、宮田 俊、飯島 隆博（共著）

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 論文 「 < Robotics 法律相談室第 45 回 > 改正不正競争防止法により保護される「限定提供データ」とは何か」  
掲載誌 日経 Robotics 2019 年 5 月号  
著者 岡田 淳
- 論文 「実務担当者のための欧州データコンプライアンス GDPR から e プライバシー規則まで」  
掲載誌 別冊 NBL No.168  
著者 岡田 淳、田中 浩之（編著）  
高宮 雄介、森田 茉莉子、根橋 弘之、平田 憲人、二神 拓也、堀 裕太郎、松本 亮孝（著）
- 論文 「Impact of the GDPR on Japanese Companies」  
掲載誌 Business Law International Vol.20 No.2  
著者 田中 浩之
- 論文 「企業法務・ビジネス関連立法の平成史 - システム開発紛争と今後の課題 - 」  
掲載誌 NBL No.1145  
著者 横山 経通
- 本 『講座 現代の契約法 各論 2』（2019 年 5 月刊）  
出版社 株式会社青林書院  
著者 内田 貴（編集代表）  
齋藤 浩貴、松井 秀樹、荒井 正児、岡田 淳、平田 憲人（共著）
- 本 『特許・実用新案の法律相談（最新青林法律相談 22）』（2019 年 5 月刊）  
出版社 株式会社青林書院  
著者 小野寺 良文（共著）

### NEWS

- The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました  
The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて、当事務所は Intellectual Property の分野で上位グループにランキングされ、小野寺 良文、岡田 淳が leading lawyers に選ばれました。

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- **World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2019 にて高い評価を得ました**  
Globe Business Media Group が発行する World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2019 において、当事務所は日本を代表する法律事務所 (Silver) として選ばれました。また、当事務所の以下の弁護士・弁理士も各分野で高い評価を受けました。

Individuals: Enforcement and litigation (Bronze)

三好 豊、小野寺 良文

Individuals: Prosecution and strategy

田中 尚文

- **Chambers Global 2019 にて高い評価を得ました**  
Chambers Global 2019 で、当事務所は日本における Intellectual Property: Domestic (Band 2) を含む 8 つの分野で上位グループにランキングされ、以下の弁護士が高い評価を得ました。

### JAPAN

#### Intellectual Property

Leading Individual: 三好 豊

Foreign expert for China: 小野寺 良文

### CHINA

#### Intellectual Property (International Firms)

Expertise based abroad in Japan: 小野寺 良文

- **The 10th Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました**  
Best Lawyers (ベスト・ロイヤー) による、The 10th Edition of Best Lawyers in Japan において、Intellectual Property Law の分野で飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史及び岡田 淳が選ばれました。
- **岡田 淳 弁護士が委員を務める経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会」の取組みが、JDMC が主催する「データマネジメント賞」において特別賞を受賞しました**  
岡田 淳 弁護士が委員を務める経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会」の取組みが、日本データマネジメント・コンソーシアム (JDMC) が主催する「データマネジメント賞」において特別賞を受賞しました。

## MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 佐藤 典仁 弁護士が、日本経済新聞 11 面『弁護士佐藤典仁氏 自動運転ルール整備後押し（法トーク）』と題した記事に掲載されました
- 増島 雅和 弁護士のインタビューが、毎日新聞 11 面『論点 プラットフォーマー規制、利用者の立場でルールを』と題した記事に掲載されました
- 新人弁護士（34 名）が入所しました
- パートナー及びカウンセラー就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 11 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

### 【パートナー】

安倍 嘉一、井上 淳、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、松井 裕介、栗原 宏幸、近澤 諒、蓮本 哲、森 規光、吉田 和央

また、同日付で 5 名の弁護士がカウンセラーに就任いたしました。

### 【カウンセラー】

佐々木 奏、岸 寛樹、石川 大輝、新井 朗司、チョン・チア・チー

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

- 渡部 彩 弁理士が入所しました

2019 年 4 月 1 日付で、渡部 彩 弁理士が、当事務所に入所いたしました。

渡部弁理士は、国内の有力な弁理士事務所にて、長年にわたり国内及び国際的な商標業務を幅広く担当しており、同分野における豊富な知識及び経験を有し、多くの依頼者に信頼されてまいりました。

渡部弁理士の入所により、弁護士及び弁理士が一体となった総合的な知的財産関連サービスを、さらに充実した体制で提供できるように、努めてまいります。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com